渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第229回総会を開催いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしております。 続きまして、本日の議事録署名人には、生石地区の秀野委員と、新浜地区の森委員のお二人にお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号から第11号の11件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第１号から第４号までを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第１号を御報告いたします。 ５条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 １番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立し、解約と同時に５条届出により、転用するものでございます。 離作補償を支払うとしております。 続きまして、議案第２号と議案第３号を御報告いたします。 令和４年11月26日から令和４年12月25日までに専決処理した案件は４条届出が４件、５条届出が18件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第４号を御報告いたします。 １番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。

	２番、本件は、農地法により、平成元年８月 11 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約したもので、解約後は、届出により、転用するものでございます。 離作補償は無いとしております。 ３番、本件は、農地法により、昭和 54 年４月７日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 ４番、本件は、農地法により、平成９年７月９日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 ５番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、離作補償として申請地の 30％を賃借人に譲渡し、賃貸人・賃借人がそれぞれ自作地として耕作するとしております。 ６番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者に貸すとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号、「農地法第 18 条第６項解約通知報告（更新の拒絶）」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第５号を御報告いたします。 １番、本件は、残存小作でございますが、平成 16 年３月２日付けで、(旧)農地法第 25 条第２項の規定による通知によって、賃貸借期間の変更が、平成 16 年１月１日から令和４年 12 月 31 日までとされています。 農地法第 18 条の解約は、愛媛県許可か合意解約が主なものですが、本件は、10 年以上の期間の定めがある賃貸借で、契約期間満了の半年前から１年前に一方から賃貸借の更新をしない旨の通知がなされた場合、契約期間満了をもって契約が終了するものです。 賃貸人から賃借人へ賃貸借の更新をしない旨の通知がなされたもので、契約期間満了日である令和４年 12 月 31 日をもって契約が終了したものです。 契約終了後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は、今後、双方で協議するとしています。 なお、本件は地区審査において、農地の所有者と耕作者から意見を確認しておりますので、後ほど、地元委員から御報告をお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から報告をお願いいたします。 所在地が、余土地区でありますので、池田委員からお願いいたします。
池田功委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、去る 12 月 26 日に農地の所有者と耕作者を個別で地区審査に来ていただき、通知内容の確認をいたしました。 所有者、耕作者共に契約期間満了により、契約更新しないことに差支えないとのことでしたので、令和４年 12 月 31 日をもって賃貸借契約が終了したことを本総会

	で御報告いたします。
寺井克之会長	事務局の説明、並びに地元委員からの報告が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第６号、「農地法第３条許可申請」について議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	お手元に審査基準１号から７号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 １番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ２番、譲受人は、農地約 73 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ３番、譲受人は、農地約 36 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地の耕作権を譲り受け、農業に精進するものでございます。 ４番、譲受人は、農地約 45 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	５番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ６番、譲受人は、農地約 332 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が、１番と５番の２件であります。 １番の案件は、所在地が伊台地区でありますので、道後地区の烏谷委員から説明をお願いいたします。
清水憲治委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人の宮本さんは、内宮町に住まわれております。 今回、父親より農地を借り受け、新規就農して農業を始めたいと申請に及んだものです。 今後は、父親より営農指導を受けるとのことであり、農業に対する意欲も充分見受けられることから、地元としては了承した訳でございます。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	次に、５番の案件は、所在地が浅海地区でありますので、渡部推進委員から説明をお願いいたします。
渡部丈司推進委員	それでは、御説明いたします。

	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、浅海地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第７号、「農地法第５条許可申請」について議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
船草康司副主幹	恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。議案書 10 ページです。番号２番の申請地の現況地目を田から畑へ訂正して下さい。併せて目次の番号７、農地法第５条許可申請の田の筆数を 10 から９へ、面積を 4,820.00 から 3,530.00 へ、畑の筆数を０から１へ、面積を 0.00 から 1,290.00 へそれぞれ訂正をお願いいたします。 １番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ２番、本件受人は、鷹の子病院等を運営する医療法人であります。既存の従業員用の駐車場が不足しており、何かと業務に支障をきたしていることから、今般、病院等に近い本申請地を取得し、39 台分の従業員用の露天駐車場として利用したいと

	しております。 本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹子駅よりおおむね300m以内に位置することから第３種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ３番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ４番、本件受人は、市内森松町で外科・整形外科を運営する医療法人であります。既存の診療所駐車場が手狭で来院患者さん同士の接触事故等もあり、何かと業務に支障をきたしていることから、今般、病院に隣接する本申請地を借受け、既存診療所と一体で利用したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、松山市役所浮穴支所よりおおむね500m以内に位置することから第２種農地と判断されます。 ５番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございます。 この度、事業拡張のため日当たりの良い本申請地を取得し、パネル288枚、発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置したいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 ６番、本件受人は、土木工事業、売電業を主な業務とする法人でございます。 この度、売電事業の拡張のため日当たりの良い本申請地を取得し、パネル350枚、発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置したいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ７番、本件受人は、塗装業を主な業務とする法人であります。既存の資材置場、駐車場が無く、何かと業務に支障をきたしていたことから、今般、父親より本申請地を借受け、露天駐車場兼露天資材置場として利用したいとしております。

	なお、本件申請地は令和元年頃より農地法の許可を得ず、露天駐車場兼露天資材置場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ８番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 なお、本件申請地は昭和62年頃より農地法の許可を得ず、隣接する宅地の一部として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ９番、本件受人は、市内高木町に居住しております。専門学校でドックトレーナーを専攻し、卒業後は一般社団法人日本ケアドック協会に入社し、公認訓練士等の資格を取得、現在はケアドック協会のマネージャーをしております。以前よりペット市場への新規参入等を検討していたところ、母親より本申請地を借受けることが出来ることから、今般、本申請地にペット用品小売店舗を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 ２番の案件は、1,000平米を超える案件で、所在地が久米地区でありますので、戒能委員から説明をお願いいたします。
戒能豊和委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、医療・福祉事業を営む医療法人でありますが、施設利用者の増加に伴って、慢性的な駐車場不足に陥

	っていることから、新たに駐車場を確保し、職員の車両を申請地に移動し、施設利用者の駐車場を確保するため、近隣土地所有者と交渉していたところ、話し合いがついたため、本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元委員から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第８号、「令和４年度第 10 号農用地利用集積計画」について議題といたします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。 ４番の案件は、久谷地区の池田　友邦委員が譲受人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 本日の案件 12 件の内、使用貸借権の設定は 22 筆、賃借権が１筆、所有権移転が７筆で、設定総面積は 3 万 5,858 平米です。その内訳は、新規が 14 筆、更新が９筆、売買が６筆、贈与が１筆となっております。

	番号２の譲受人は、約 57 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号３の譲受人は、約 486 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号８の譲受人は、約 798 アールを耕作する農業生産法人で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号９の譲受人は、約 385 アールを耕作する農業生産法人で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 10 の譲受人は、約 253 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 11 の譲受人は、約 66 アールを耕作する農業者で、樹園地と畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 12 の譲受人は、約 807 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和５年１月 17 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。

	事務局から説明をお願いいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 今回意見を求められた案件は５件で、設定する農地は 12 筆、総面積は、1 万 7,420 平米でございます。 今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。 権利の開始は、令和５年３月１日の予定です。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 10 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。 本件について、事務局から説明をいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

	この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	議案第 10 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 11 号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和４年 11 月 26 日から令和４年 12 月 25 日までに専決処理した案件は 43 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。

寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案11件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。
住田英俊主幹	新しい年を迎えましたが、コロナの感染拡大は衰える気配もなく第８波を迎えており、まだまだ農業委員会活動に制約が続くのではないかと心配するところであります。 また、昨年に法の一部改正がありました農業経営基盤強化促進法や農地法が４月１日に施行されることから、農業委員会業務は大きな変革期となることに加え、７月の委員改選も控えておりますことから、今年は大変忙しい年になるのではないかと思っております。 このような中でありますが、委員の皆様の御協力をいただきながら粛々と業務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、農業委員会委員研修会を１月31日（火）の開催でご案内をさせていただいておりますが、出欠については13日（金）までに御報告いただきますようお願いいたします。 なお、市役所本館11階　大会議室で午後２時からの開催となっております。 それでは、来月の第230回総会は２月10日 金曜日の午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定です。 よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上となります。

寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第229回総会を閉会いたします。
渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前10時57分閉会